令和二年政令第二百二十三号

の指定に関する政令 定非常災害及びこれに対し適用すべき措置 令和二年七月豪雨による災害についての特

年法律第八十五号)第二条第一項及び第二項前 令を制定する。 全等を図るための特別措置に関する法律(平成八 内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保 第六条並びに第七条の規定に基づき、この政 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一

(特定非常災害の指定)

等を図るための特別措置に関する法律(以下第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全 月三日を同項の特定非常災害発生日として定め して令和二年七月豪雨による災害を指定し、同 「法」という。)第二条第一項の特定非常災害と 1

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措 措置を指定する。 置として、法第三条から第七条までに規定する (特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三 条第一項の政令で定める日は、令和二年十二月 二十八日とする。 (行政上の権利利益に係る満了日の延長期日)

三号)

(特定義務の不履行についての免責に係る期限)

条第一項の政令で定める特定義務の不履行につ第四条 第一条の特定非常災害についての法第四 とする。 いての免責に係る期限は、令和二年十月三十日

置に係る期日) (法人の破産手続開始の決定の特例に関する措

条第一項の政令で定める日は、令和四年七月二第五条 第一条の特定非常災害についての法第五 日とする。 (相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六 十八号)が適用された同法第二条に規定する災 る改正前の災害救助法(昭和二十二年法律第百 際し災害対策基本法等の一部を改正する法律 条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に する措置に係る地区及び期日) (令和三年法律第三十号。次条第一項において 「災対法等改正法」という。)第二条の規定によ

2 政令で定める日は、 第一条の特定非常災害についての法第六条の害発生市町村の区域とする。 令和三年三月三十一日とす

> 係る地区及び期日) (調停の申立ての手数料の特例に関する措置に

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七 際し災対法等改正法第二条の規定による改正前 条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に る災害発生市町村の区域とする。 の災害救助法が適用された同法第二条に規定す

2 政令で定める日は、令和五年六月三十日とす 第一条の特定非常災害についての法第七条の

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 三号) 則 抄 (令和三年五月一〇日政令第一五

(施行期日)

ら施行する。 する法律の施行の日(令和三年五月二十日)か、この政令は、災害対策基本法等の一部を改正

二九号) 則 (令和三年一二月一五日政令第三

附

この政令は、公布の日から施行する。 附則 (令和四年五月二七日政令第二〇

する。 の施行の日(令和四年五月三十一日)から施行 備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定 るための改革の推進を図るための関係法律の整 この政令は、地域の自主性及び自立性を高め